

# 上野議員 働く若いお母さんの声を紹介し 「安心・安全な放課後児童クラブ運営」を要請

上野 4日からコロナウイルス感染拡大防止措置としての全校一斉休校を受けて放課後児童クラブを開校した。教育委員会の利用予想では、通常よりも200人多く利用できるように2000人の予想を立てたが、実際には、3月4日に666人、3月6日も657人と見込みの約30%しか利用者がいない。通常利用と比較しても半数。理由をどう見ているか。

宮川教育課長 依然として終息の方向が見えず、報道などをかんがみて保護者のほうでより安全な家庭で、または実家で面倒を見る方が予想以上に多かったと考えている。

上野 私もまさにその通りだと思う。学校というある程度大きな空間、しかもそこには見守りという点では専門家の養護教員や保健師もいる。放課後児童クラブは、通常の休みなどの時は狭い空間で過密状態の中で過ごすことになる。感染の危険がより大きくなるのではないかと不安に思っている。しかし、学校が休校になっているわけだから放課後児童クラブは子供の安心安全な居場所の最後の砦とならなければならない。

小林学校教育課副課長 児童がクラブに来所したときに家庭での検温の結果を聞き、健康状態をまず確認。手洗いやアルコール消毒、マスク着用についても職員に周知している。



## 日本共産党上越市議員団ニュース

No.654 2020年3月15日

連絡先 橋爪 法一 090-5392-1961 (吉川区代石)  
橋本 正幸 080-1980-9855 (三和区鴨井)  
上野 公悦 090-7260-9407 (頸城区中柳町)  
事務局 平良木哲也 090-1808-6919 (上中田)

室内の換気、児童間の間隔も1メートル以上開けるように指導している。

上野 児童クラブという狭い空間だからこそスペースの確保や施設・設備の状況など対応すべきことはたくさんある。

柳沢教育部長 国の指針、要請に基づいて開設した。子供たちが過ごす場所と

して最後の砦というような場所を設置するということで、親御さんの不安を打ち消すために様々な感染防止のための最大限できる限りの対処を行っている。放課後児童クラブの専用教室のほかに隣接する教室や体育館、図書館など学校長にお願いして使わせていただいている。

上野 若いお母さんから電話をいただいた。「夫婦共働きで、面倒を見てもらえるおじいちゃんやおばあちゃんもいない。自分はパートで働いている。休むと収入もなくなる。かと言って子供が第一なので休まざるを得ない」ということだった。安心してお任せくださいと、不安を一刻も解消できるよう、児童クラブの対応について周知する必要がある。

柳沢教育部長 我々は(児童クラブに)来られる児童は全員受け入れる体制を整えている。安心して利用できるように学校の様々な施設の確保だけではなく、支援員や補助員、さらには学校の教育補助員や介護員などで受け入れる体制をとっている。

上野 開設に当たっては、通常と違って朝8時半から夕方6時になる。学校給食がないからお弁当も作らなければならない。子供のアレルギーなど難しい問題もあるが、対応はできないか。

柳沢教育部長 学校給食を停止していることもあり難しい。保護者には弁当を持ってきてほしいと周知している。

上野 料金が発生するが、国が全額予算措置をするという報道がある。すでに北九州市などでは、無料で受け入れているという。休校前から利用している児童からは追加料金は取らないそうだ。

柳沢教育部長 国が開設の経費を全額賄うと言っているが、詳細の金額とか積算などが今後示されると思う。国の言うとおりであれば、保護者からの負担はいただかなくても済むのではないか。

### 一般質問の日程は次の通りです

あくまでも予定です。前後することがあります。

- 上野議員 3月17日(火)午後1時頃から
  - ・新型ウイルス感染対策について
  - ・住宅リフォーム促進事業の継続・拡充について
- 橋本議員 3月18日(水)午後3時頃から
  - ・農業労働災害について
  - ・障がい者支援について
- 橋爪議員 3月19日(木)午前10時ころ

## 経済対策や給与補償も

一斉休校によって学校給食も停止されました。これによる食材を納入している業者や農家の皆さんは大きな打撃を受けています。委員会での審議で、損失の補償について聞きました。

### ●給食材料の納入業者などへの支援措置について

12日間の給食停止で約5000万円の損失となる。この他にも調理委託事業者との委託業務費もあるが現在調整中。新潟県セーフティネット資金によって、信用保証料及び利子の一部補助で対応。

### ●学校給食調理員の給与補償。

学校給食調理業務に携わっている調理員はパートが多いことからその休業補償についても対応をたしました。その結果、市の運営する調理業務にかかわる正規・非正規職員ともに次年度に向けた準備等に引き続き従事しているの、給与の減額及び補償の必要は生じないとのこと。しかし、調理業務委託業者のもとで働く調理員については、パートも多いことから「国の雇用調整助成金の対象範囲を拡大する特例措置」の制度を活用するよう委託業者への周知に努めるとのことでした。

### ●イベント自粛などによる消費、経済低迷などへの対策

極端な自粛要請などによって、売り上げの大規模な減少となり、飲食業をはじめとして経営困難に陥っている事業者が少なくありません。しかも年度末です、資金繰り倒産が広がらないようきめ細かな支援を行うことを要請しました。市では、国の緊急対策を見ながら具体的に対応していくことや、県の特別融資の周知などを行っていくことを約束しました。